



遠賀町男女共同参画推進条例 解説

遠賀町男女共同参画推進条例〈逐条解説〉

	頁
目次	
前文	1
第1章 総則（第1条 第11条）	3
第2章 基本的施策（第12条 第23条）	10
第3章 男女共同参画苦情処理・救済委員（第24条 第31条）	15
第4章 苦情及び救済の申出の処理（第32条 第39条）	17
第5章 男女共同参画審議会（第40条 第45条）	21
第6章 雑則（第46条）	22
附則	

私たちが住む遠賀町は、悠久の遠賀川に生まれ、おだやかな田園風景が広がる環境のもとで、自然とゆとりを大切にしながら発展してきました。

我が国は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置付けています。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では、国際社会における取組と連動した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准や「男女共同参画社会基本法」の制定など、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきました。

一方、性別によって役割を固定的にとらえる考え方が依然として残っており、遠賀町も例外ではありません。本町では、すべての人が、性別にかかわらず、お互いの人権を尊重し、あらゆる分野に参画し活躍できる活力あるまちを目指し、様々な取組を行っているところですが、なお一層の努力が必要です。

ここに、すべての人が、その個性と能力が尊重され、自らの意思で多様な生き方を選択し、心豊かに生きることができ、社会の制度や経済の変化によって左右されることのない、ゆるぎない男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、一般的に、法令の冒頭に、法令制定の由来や目的、法令の基本理由などを述べた文章であるといわれています。前文で有名なのは憲法で、決意や基本的な考え方や原理が未来を見定める荘厳な文体表現で書かれています。*「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」や平成11年策定の*「男女共同参画社会基本法」にも、前文が設けられています。

男女共同参画は、日本国憲法の「個人の尊重」の原理を基にした「法の下での平等」や「両性の本質的平等」、また、国際社会での取り組みである「女子差別撤廃条約」に基づいています。そして、それらの法に基づき生まれた多くの判例や法実践をとりこんでいることも意味しています。

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題とされ、なお一層の取り組みが必要であることが示されています。また、町の将来構想にとって男女共同参画が不可欠であること、及び、条例制定の由来、背景、必要性を明らかにし、その心構えや決意を宣言するためにも前文を置いています。

【解説】

遠賀町の将来を考えた時、豊かな自然資源を生かしながら、町民一人ひとりが主人公となり、自らの夢を実現するためには、その性にとらわれず、その個性を生かし、いきいきと心豊かに活動できる男女共同参画の実現は必要不可欠です。

そのためには、本町の男女共同参画を取り巻くこれまでの経緯や地域特性、現状を明らかにし、本条例の必要性を明記するとともに、目指すべき方向及び今後の取り組みに対する決意を述べています。

日本国憲法は「個人の尊重」（13条）という根本原理の元に「法の下での平等」（14条）および「家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等」（24条）を規定して、性別により差別を禁止しています。日本国憲法は以下の三つの平等を定めています。

1．形式的平等

本来、男女は同じに取り扱うべきだという場合の平等です。そもそも平等は、法的取り扱いを均一にすることを求めるこの形式的平等を意味しています。「機会の平等」とも言います。

2．相対的平等

事実が異なれば、それに応じて取り扱いも異ならせることを求める平等です。生理的に男性と女性は違いますから、この事実の違いに応じて取り扱いも異ならせるというものです。「取り扱いを異ならせる」ということは「差別」ですが、この場合、憲法が認めた差別、憲法が許した差別という意味で、「合理的差別」「合理的区別」と呼びます。従って、合理性のある差別・区別は法的に許されるということです。何が合理的差別又は合理的区別であるかは個々具体的に判断することになります。

3．実質的平等

もともと格差が存在するときに、その格差を是正する場合の平等が実質的平等です。低い方（歴史的に虐げられてきた方）を法的に厚く保護することで、格差を是正しようとするものです。「結果の平等」ともいわれます。男女共同参画社会基本法の条文の中に「積極的改善措置」という言葉がありますが、実質的平等を実現する措置です。男女共同参画の場合、歴史的に虐げられてきたのは、多くの場合女性なので、格差を是正するために「女性」に対して特別な優遇措置を講ずることは、この実質的平等の実現です。ただし、実質的平等のための取り組みは形式的平等のいわば例外的ケースであるということです。つまり格差の是正という目的が果たされれば、上記の優遇措置は解消されなければなりません。

* 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」<女子差別撤廃条約>

1979年（昭和54年）国連総会で採択され、1980年（昭和55年）コペンハーゲンで開かれた国連婦人の10年中間年世界会議で署名され翌1981年に発効した条約です。特徴は、あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等の権利の確立を目指し、法律や制度のみならず、慣習も対象とした性別役割分担の見直しを強く打ち出しているところにあります。

この条約に日本も署名しましたが、批准するにあたって条約の基準に達していない国内法の改正が必要となり、日本は1984年（昭和59年）の国籍法の改正、翌1985年の男女雇用機会均等法の制定など、国内法を整備し、そのうえで、1985年（昭和60年）に批准しています。

* 「男女共同参画社会基本法」

1999年（平成11年）6月成立しました。基本法はその前文で「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けています。男女共同参画政策の推進が県及び市町村全体の政策に影響を及ぼすようになることが必要です。そのためには、

男女共同参画施策を町における主要な政策と条例上位置付けることが重要です。

基本法により規定された男女共同参画施策の重要な要素の一つは、性別による固定的な役割分担意識によって形成された性差別、社会的及び文化的に形成された性差を解消するように、これまでの施策を見直し、これからの施策を形成していくことです。このことを地方公共団体で実施するために、基本法では、国と地方公共団体に直接の責務が規定され（基本法 8 条、9 条）、男女共同参画社会形成の促進に関する施策の策定と実施は、五つの基本理念 男女の人権の尊重（3 条） 社会における制度または慣行についての配慮（4 条） 政策等の立案及び決定への共同参画（5 条） 家庭生活における活動と他の活動の両立（6 条） 国際的協調（7 条）にのっとり行われることが明確にされました（8 条、9 条）。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、遠賀町（以下「町」という。）における男女共同参画社会を実現するため、町、町民、議会、自治組織、教育に携わる者及び事業者等の責務を明らかにし、男女共同参画の基本理念と推進に関する施策について必要な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別にかかわらず、すべての人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画する活力ある町づくりを実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例を制定する目的を明らかにしています。

【解説】

この条例は、男女共同参画の推進における基本条例です。この条例の形態は、理念型と具体的施策提案型の混合形態となっています。すなわち、基本理念を高らかに謳いながら、それに向けての町の具体的施策を提示するものです。

男女共同参画基本法第 9 条が「地方公共団体は、基本理念にのっとり、・・・区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」との文言で地方公共団体の責務を定めており、町では、平成 16 年男女共同参画社会推進計画を立て、平成 21 年度にその見直しを行い、現在この計画を推進しています。計画の実効性を保障する条例を制定することにより、町、町民、議会、自治組織、事業者等が手に手を携えて、男女が相互に対等なパートナーとして男女共同参画社会実現に向け、活動すること、また、活力あるまちを実現することを目指しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に居住、通勤、通学する者又は町内を活動の拠点とする個人をいう。
- (3) 自治組織 町内会、自治会その他の町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織をいう。
- (4) 教育に携わる者 町内において、学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (5) 事業者等 町内において、事業又は活動を行う法人(個人事業主を含む。)及び団体をいう。
- (6) 固定的性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別によって役割を固定的に分けようとする意識のことをいう。
- (7) *ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力又は虐待(子どもを巻き込んだ暴力を含む。)をいう。
- (8) *セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (9) *積極的改善措置 男女共同参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (10) *ワーク・ライフ・バランス すべての人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

【趣旨】

本条例において用いられる用語のうち、定義が必要と思われるものについて説明をしています。

【解説】

- * (7) ドメスティック・バイオレンス：本条例では対象者を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する配偶者だけでなく恋人等親密な関係にあるものまでとし、暴力においては子どもを巻き込んだ暴力(虐待)も含んでいます。
- * (8) セクシュアル・ハラスメント：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」において事業者の配慮義務として規定されているものです。身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな図画の提示、または、性的なうわさを流すなど相手の意に反した言動により相手に不快感や不利益を与えたり、相手方の生活環境を害したりする行為のことを言います。なお、この条例における「セクシュアル・ハラスメント」は雇用の場だけでなくあらゆる場での行為を言います。

- * (9) 積極的改善措置：「ポジティブアクション」ともいいます。アメリカではアファーマティブアクションと呼ばれるものです。これまでの歴史において、男女の格差がある場合は、格差を是正するために必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して、作為的に保護（活動に参画する機会を積極的に提供する等）を与えることにより、やがて男女が対等な関係になるようにするものです。例えば、積極的に採用や登用するなどの措置を行うことをいいます。
- * (10) ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和のこと。誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態を言います。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に推進されなければならない。

- (1) すべての人は、*個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的な*性による差別的取扱いを受けることなく、*個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。
- (2) すべての人は、固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- (3) すべての人は、性にかかわらず、地域、学校、家庭、職域その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されなければならない。
- (4) すべての人は、家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、職域、学校、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
- (5) すべての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければならない。
- (6) 教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女平等教育が推進されなければならない。
- (7) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されなければならない。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行わなければならない。

【趣旨】

基本理念は、男女共同参画を推進する上での基本的考え方を示したものです。

【解説】

八つの基本理念を定めました。「男女共同参画は人権の問題」というのが本条例の基本的な立場です。基本的人権とは、人間が人間として生きていく上で不可欠な権利であり、それは法により守られなければなりません。従って、この条例では、文脈から男性、女性

と標記した方がよいという場合を除き、男女という表記を極力使わず、すべての人と表記しました。これは、性同一性障害を持つ方など性的マイノリティと呼ばれる方も含めすべての人が、認められ、それを理由に差別されるようなことがあってはならないという理念として位置付けているからです。

(1) すべての人の人権の尊重

* 「個人としての尊厳が重んぜられること」

基本法にも同じ文言がありますが、個人主義に根差した言葉で、ひとりひとりの人間を性を持つ自立した人格的存在としてとらえ、このような人格的存在それ自体が傷つけられたり破壊されたりしないようにするということです。個人主義は、すべての価値の根源に個人を置くという意味です。どんな場合にも、個人から出発するという意味です。国家や集団のために個人があるのではなく、個人のために国家や集団があるという前提に立ちます。一人ひとりの人間は能力や性格などがみんな違ってきますから、その違いを認め合いましょうということなのです。

* 「性による差別的取扱いを受けることなく」

男女平等を実現するために、性による差別的取扱いを禁止しているものです。基本法では、性別による差別的取扱いと書かれていますが、ジェンダー差別だけでなく、性的マイノリティの人に対する差別を含むものという考えから性と表記しています。

* 「個人としての能力を発揮する機会が確保されること」

一人ひとりがこれまで努力して築いてきたキャリアを認めただけで、そこで培った能力を発揮する機会が、性別により、あるいは社会的及び文化的に形成された性差によって、否定されたり特定の方向にむけられたりすることがないようにすること。また機会が確保されるという手続き上の権利は、単に手続きが用意されているというだけでは不十分で、その手続き自体が適正である（真に平等になっている）ということではなければならない、ということなのです。

(2) 社会における制度や慣行にとらわれない活動の選択

性別によって固定的な役割を求める意識やそれに基づく慣行などが依然として社会のあらゆる分野において残っていて、男女それぞれの活動が規制されることがあります。「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割に対する固定的な考え方や「男が主で女が従」とする考え方に基づく制度や慣行がまだ多く見受けられます。社会的及び文化的に形成された性差は目には見えず、人々の意識の中に隠れ、あるいは日常の慣行として現れるので、とらえがたい存在です。「男女共同参画社会基本法」は、男性に対しても女性に対しても、この社会的及び文化的に形成された性差による影響を出来るだけ「中立」なものにするように規定しています。この条例もこのような立場に立っています。しかしながら、この条例では役割分担そのものを否定しているわけではありません。意思決定することも一人ひとりの生き方の問題であり、結果、専業主婦と言う選択をした女性が、法やこの条例などを理由に責められることがあってはなりません。

(3) 政策の立案や決定過程への男女共同参画

男女共同参画社会とは、男女が自らの意思によって、地域、学校、家庭、職域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会であることから、それらの意思決定の場においても同様に参画する機会の確保を明記しています。

(4) 家庭生活と他の活動の両立

すべての人が相互に協力しながら、また、社会の支援を受けながら、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職域、地域、学校などにおける社会活動とをバランスよく両立できるようにしていくことが重要であることから基本理念として定め

ています。

(5) 性に関する権利の尊重と健康の保持

性と生殖に関する健康と権利のことでリプロダクティブヘルスライツとも言われます。すべての人の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることが必要というものです。特に、妊娠や出産など女性はライフステージを通して男性とは異なる健康上の問題に直面することから基本理念に定めています。女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が安心して安全に産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め広く社会全体の意識を高め、深めていくことが大切です。いつ、何人子どもを産む、または産まないかなど、妊娠・出産については、差別、強制、暴力によることなく男女が対等な関係の下、男女それぞれがお互いの性を理解し、よく話し合っ決めていくことが大切です。特に妊娠・出産をその身に担う女性の意思を尊重することは重要です。自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活が送れるようにすることを規定しています

(6) 人権・男女平等教育の推進

男女共同参画の実現において、教育及び学習の果たす役割は極めて重要です。教育は町民の意識や価値観に大きな影響力を持っています。教育に携わる者はだれもが男女共同参画の理念を理解し、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であると考えます。

(7) 性による人権侵害の根絶

ドメスティック・バイオレンスに見られるように、男女間での暴力は死に至る暴力にまで発展する危険なものです。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力も含まれます。暴力を振るわれないということは、人間にとって「人格」「身体」におけるきわめて基本的な権利といえます。またセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する性的嫌がらせを含む暴力の背景には、女性の人権の軽視、男性重視の意識があります。このような暴力は人権侵害であり、男女共同参画を阻むものです。その根絶を目指すことは男女共同参画の基本的な課題です。

(8) 国際社会との協調

経済のグローバル化により本町においてもニューカマーと呼ばれる外国籍の方も近年増加しています。外国人との共生は相互の人権尊重を基調としなければなりません。国における男女共同参画社会の形成の促進についても国際社会の取り組みと連動して進められて来ました。遠賀町においても国や県と歩調を合わせ、情報収集や情報提供に努め取り組みを進めることが大切です。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 町は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

3 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民、議会、自治組織、教育に携わる者及び事業者等(以下「町民等」という。)と協力して推進施策を実施しなければならない。

4 町は、町民等の模範になるよう、率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

【趣旨】

本条は、男女共同参画推進に係る町の責務を定めています。

【解説】

男女共同参画の推進に関する施策の総合的な策定と実施、財政上の措置、他機関との連携等、男女共同参画の推進の先駆的な役割を担うことを義務として定めたもので、5条以下に定める町民、議会、自治組織、教育に携わる者及び事業者等と比べ「しなければならない規定」とし、より厳しい責務を課しています。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、地域、学校、家庭、職域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、男女共同参画社会の実現には町民の行動が必要であり、それを努力義務として定めています。

【解説】

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人一人が男女共同参画を理解し、基本理念に則り日常のあらゆる場で積極的に実践していかなければなりません。男女共同参画の推進を実効性あるものとするためには、町民の理解と協力が欠かせません。

(議会の責務)

第6条 議会は、基本理念に基づき、男女共同参画の積極的な推進に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、男女共同参画社会の実現には町と対等の立場にあり、意思決定機関である議会の理解と協力が必要で、その配慮を求めています。

【解説】

町施策が直接的・間接的に男女共同参画の推進に影響を及ぼすことを鑑みた場合、町と対等な立場であり、また、住民の代表である議会の見解は非常に重要なものとなります。この場合の議会は、議決機関、意思決定機関としての組織そのものを位置付けており、議員一人ひとりを指すものではありません。

「議会なり議員の選び方に条例が網をかけるということでは勿論なくて、意思決定機関として、例えば施策というのを議決される時にも、男女共同参画ということ、あるいは逆に男女共同参画に反するようなことを念頭に入れて考えて進める、それに抵触しないような意思決定を行っていただきたい。あるいは、審議する上で男女共同参画に反するようなことをしていただきたくない、ということの意味するものです。」(「」は審議会見解抜粋)

(自治組織の責務)

第7条 自治組織は、地域社会における主たる自治の担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮して、男女共同参画の推進のための取組みを積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

地域活動を行う自治組織が、男女共同参画の推進に配慮するよう努力を求めました。

【解説】

地域コミュニティの醸成において、地域活動のその中心的な役割を担うのがそこに住む人たちが組織された自治組織と言えます。地域活動は一部の人たちだけの意見ではなく様々な立場の人たちの意見が反映されなければなりません。男女の意見もしかりです。町内には、いまだ性別による固定的役割分担意識とそれに基づく慣行が残っています。自治組織の役員などが男性優先に決定していること、女性に役員を依頼しても引き受けてくれないなど、慣行に基づく事例もあるようです。町民の意識改革とともに自治組織においても協力が不可欠であることから自治組織の責務を明記しました。

（教育に携わる者の責務）

第8条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画社会の形成に重要な役割を果たすことを考慮して、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育において、男女共同参画の積極的な推進に努めなければならない。

【趣旨】

あらゆる教育に携わる者が、男女共同参画の理念に基づき教育を実践することが重要であるため、その責務を明記しています。

【解説】

男女共同参画の実現において、教育及び学習の果たす役割は極めて重要です。教育は町民の意識や価値観に大きな影響力を持っています。教育に携わる者はだれもが男女共同参画の理念を理解し、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であると考えます。

（事業者等の責務）

第9条 事業者等は、その事業活動が男女共同参画社会の形成に重要な役割を果たすことを考慮して、男女共同参画を積極的に推進しなければならない。

- 2 事業者等は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者等は、雇用の分野において、就労者の雇用上の均等な機会及び待遇を図るとともに、就業と家庭生活を両立できるよう就労に関する条件及び環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。
- 4 事業者等は、その就労者に対して男女共同参画の推進に関する情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

男女共同参画の実現には事業者等の行動が必要であり、それを努力義務として定めています。

【解説】

町内において、事業又は活動を行う法人（個人事業主を含む。）及び団体を事業者等としています。つまり、法人のみならず、町内で活動を行う団体（補助金交付団体等）も含まれています。こうした団体においては自治組織と同じく男女の意見が平等に反映された活動や意思決定が求められることから1項2項において役割を明記しています。また、従業員等の雇用を伴う事業所においては、3項4項において、ワーク・ライフ・バランスの実現、就業者への情報提供を求めています。

(性を理由とした人権侵害の禁止)

第10条 すべて的人是、地域、学校、家庭、職域その他の社会のあらゆる分野において、性を理由とした差別的行為を行ってはならない。

2 すべて的人是、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等人権を侵害する行為を行ってはならない。

【趣旨】

すべての人に対し、いかなる分野(場所・場合)においても性を理由とした差別的行為を禁止するとともに、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害行為を禁止しています。

【解説】

差別的行為は、個人同士の問題にとどまらず、すべての人対等な関係のもとにあらゆる分野に参画していくことを阻む深刻な問題とらえています。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の背景には、女性の人権の軽視、男性重視の意識があります。もとより、これらの被害者は女性だけに限りませんので、あらゆる形態の暴力を根絶していくことは男女いずれの性にとっても必要なことです。

(情報の公表に際しての配慮)

第11条 町は、町民に公表する情報について、固定的性別役割分担意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現又は過度に性的な表現を行ってはならない。

【趣旨】

町が広報紙やホームページなどを通して町民に公表する情報は多岐にわたっています。基本理念、町の責務に則り、情報発信において固定的性別役割分担意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現又は過度に性的な表現の禁止を明記しました。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る基本計画等)

第12条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ遠賀町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く町民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。

3 町は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

4 町は、毎年、基本計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、男女共同参画施策の基本となる計画(基本計画)について定めています。

【解説】

男女共同参画社会基本法第14条第3項の「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」との

規定を受けて、現在、平成21年度から平成31年度までを計画期間とする遠賀町男女共同参画社会推進計画（第2期）を策定し男女共同参画の推進に取り組んでいます。

遠賀町の男女共同参画推進の羅針盤ともいえる計画の策定とその方法及びその実施状況の公表を条例に明記することにより実効性を確保したものです。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第13条 町は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

【趣旨】

本条は、男女共同参画社会基本法第15条を受けて、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、それを策定し、実施するにあたって、男女共同参画社会の形成への配慮を規定しています。

【解説】

男女共同参画社会基本法は施策を2種類に分けています。「男女共同参画社会の形成に関わる施策」いわば直接的に男女共同参画に関する施策で、男女共同参画の担当者が担当するものです。他方「男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策」いわば間接的に男女共同参画の推進に関わりを持つ施策で、男女共同参画の担当者以外の職員が担当するものです。そして、法第15条は「地方公共団体は、男女共同参画社会形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の形成に配慮しなければならない」と規定して、男女共同参画の担当者以外の職員が担当する事業の中に男女共同参画の視点を盛り込んでもらおうとするものです。

本条は、上述の男女共同参画社会基本法の第15条と同趣旨です。すなわち、高齢者福祉、子育て支援、教育、防災など、男女共同参画とは直接かかわりを持たないものであっても、その中に、男女共同参画の視点を盛り込んでもらおうとする条文です。これにより広範な男女共同参画の推進が可能となります。

（町における男女共同参画推進の取組）

第14条 町は、男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等の委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。
- （2）男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用に努めること。

【趣旨】

本条は、政策、方針決定の場への女性の登用について、町が率先して取り組んでいくことが必要であることから、審議会等における女性委員の登用及び職員の職域拡大、能力向上の機会の確保を積極的に図ることを定めています。

国の行動計画の具体的施策の大きな3つの柱の一つにも「公務員から率先して始める」とされており、まず公務員から率先して取り組むことが有効とされています。町が率先してやっていくことを、皆さんに示すことが大切だと考えています。

【解説】

1. 遠賀町が設置している法律に基づく附属機関や町長の諮問機関、その他の委員会、審議会等の委員の選任に当たっては、男女の委員数の均衡を求めています。女性は、家庭外の会合などに参加する機会が男性に比べて少なく、そのことが、女性に「場に慣れていな

い」「経験がない」といった消極的な姿勢をとらせてきている現状があります。また、生活の様々な場面で「銃後の守り」役を担うように周囲からも自らの意志からも求められていました。そのため、女性が政策、方針決定の場に登用されるためには、周囲の配慮が必要になります。遠賀町の審議会等の女性登用率は、平成24年4月1日現在で22.3%となっていますが、国際基準の目標値は女性比率50%、また、国の目標値は2020年までに少なくとも30%を掲げており、遠賀町でもこれに近づくことができるような努力を求めています。

2. 男女共同参画を推進する町は、自らの組織において、昇進、配置等において男女が平等に扱われるよう庁内体制を整えることが必要です。

(教育の充実)

第15条 町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実に努めなければならない。

【趣旨】

第8条にも謳っているとおり、男女共同参画の実現において、教育の果たす役割は極めて重要であり、町民の意識や価値観に大きな影響力を持っています。男女共同参画にとって、教育及び学習は、根本的な意義を持ちます。そのためには、本条は町に対して、生涯にわたるあらゆる教育の分野で、男女共同参画についての教育を充実させることを求めています。

【解説】

人は幼いうちから、教育によって社会的及び文化的に形成された性差(ジェンダー)が刷り込まれて成長していく現状があります。男女共同参画については、それについての学習をしなければ正しい理解が得られないという性格があります。現行の慣行化された行動を改善するためには「正しい理解」が必要です。

(内閣府の見解)「ジェンダーフリー」「ジェンダーレス」について「一部に画一的に男女の違いをなくし、人間の中性化を目指すという意味で「ジェンダーフリー」という用語を使用している人がいるが、男女共同参画社会はこのようなことを目指すものではありません。」「ジェンダー」社会的性別が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的につくられたものであることを意識していこうとするものです。社会的制度、慣行を見直す際は、社会的な合意を進める必要があります。

(家庭生活との両立支援)

第16条 町は、性別にかかわらずすべての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職域、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

2 町は、職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、家庭生活と様々な社会的活動との両立に関して、男女の別に関わらず家庭を構成する人たちに対して、町がその支援を行うことを努力義務として規定しています。

【解説】

1. 家庭生活と様々な社会的活動との両立は、家族が協力し合うことが大切であることから、町は子育て及び介護が必要な人はもとより、その必要が生じる以前から多様なサー

ビスの整備などの環境を整えるとともに情報提供など両立支援に努めなければなりません。

2. 男女共同参画を推進する町は、町内事業所などの両立支援の環境整備を進める意味でも、自らの組織において、率先して両立支援の環境整備に努める必要があります。

(自治組織への支援)

第17条 町は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程において、男女が共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自治組織が行う活動の中で、男女共同参画が推進されるよう支援を行うことを定めています。

【解説】

国の第三次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）自治会長に占める女性の割合を10%とする目標を立てています（22年現在4.1%）。目標の達成には、一人ひとりの意識改革が必要ですが、そのために町は情報提供をはじめとして、登用を阻害している要因を克服するための支援を行っていく必要があります。

(事業者等への支援)

第18条 町は、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、町が事業者に対して、職域のみならず、職業生活と家庭生活の両立支援など基本理念に沿った男女共同参画が推進されるよう支援を行うことを定めています。

【解説】

事業者にとっては、雇用の分野における男女共同参画の推進のみならず、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等のない、誰もが働きやすい、また活動しやすい環境を作ることも男女共同参画の推進にとって重要です。町は事業者等に情報提供をはじめとする必要な支援を行っていく必要があります。

(農業者及び自営業者への支援)

第19条 町は、農業及び自営の商工業分野において、経営その他方針の立案及び決定の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、町が農業、商工業における自営業に従事するものに対し、男女共同参画が推進されるよう支援を行うことを定めています。

【解説】

農業または商工業など自営業を支えるため、婚家における女性の労働力が重要にもかかわらず、その労働は評価が低い現実にあります。家族経営においても同等の権利と責任を担い、経済的にも一人ひとりの自立に向け、情報の提供その他の必要な支援を行っていく必要があります。前条の事業者が組織として雇用関係における男女共同参画の推進への支援を定めていることに対し、本条は家族経営という家族という絆の中での男女共同参画の推進ということから、また農業は町の基幹産業でもあるということもあり、男女共同参画

審議会の中でも議論されました。本町の实情に則した男女共同参画の推進という観点から、あえて事業者等とは区別して定めています。

(調査研究)

第20条 町は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究を行うものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画の推進にあたって、施策を効果的に実施するために必要な調査研究を行うよう町に義務を課したものです。

【解説】

国の男女共同参画社会基本法18条に調査研究として国に努力義務を課しています。地方公共団体も第9条により基本理念に則り国の施策に準じた施策を策定し、実施する責務があります。国が行う調査研究も国の施策であることから、町においても調査研究を推進していくこととします。男女共同参画社会基本法18条では調査研究の項目として社会における制度または慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究 その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究の2つを具体的に示していますが、町においては、男女共同参画の推進にはこの2点のみならず対象が多岐にわたることも考慮し、具体的項目は示していません。

(施策等の提案)

第21条 町民等は、町が実施する推進施策等について、町に提案することができるものとする。

- 2 町は、提案された男女共同参画施策等について、遠賀町男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 町は、提案された男女共同参画施策等について、男女共同参画推進のために有効と認める場合は、その実施に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、町民等の男女共同参画における施策等の提案について明示したものです。

【解説】

目的達成に向けて基本理念に沿って男女共同参画を進めるための施策は、町が一方向的に決定し町民等に理解を求めるととどまらず、町民等からの提案は、地域や家族などのコミュニティにおける課題解決のためには有効なものも多数あると思われます。そうしたことから、住民提案を明示することによりその機会を確保するとともに、提案等の取り扱いについて決めました。

(推進体制の整備)

第22条 町は、男女共同参画推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画推進施策の総合的・計画的な実施に向けて、有効な体制を整備することを明示しています。

【解説】

本条例3章の男女共同参画苦情処理・救済委員、5章の男女共同参画審議会も推進体制の一つと言えます。現在、男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策は全庁にわたることから、内部的には各課代表による推進委員会や作業部会を設置していますが、審議会等と庁

内組織の有機的な連携が重要で、条文により推進体制の整備を努力義務として明示することで、有効な体制を構築しようとするものです。

(相談窓口の設置)

第23条 町は、性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による町民からの相談を処理するため、相談窓口を設置するものとする。

【趣旨】

本条は、町民からの性による差別的取扱いの相談、その他の男女共同参画の推進を阻害する要因による相談に対応するため町に相談窓口を設置するものです。

【解説】

第3章からの苦情処理・救済委員による対応との違いについては、町民が問題に対峙し相談しようとする場合、苦情処理・救済委員への申出という選択肢のみではなく、まず身近な窓口として、町民があらゆる相談について駆け込める窓口を設置する必要があることから、本条により相談窓口の設置を行うものです。当然、相談者の意思等も確認しながら苦情処理・救済委員へつなぐということも十分考えられます。また町内の各部署の連携や他の機関への取次などを含め、救済機関同士の調整・連携についても相談窓口の役割と考えます。

第3章 男女共同参画苦情処理・救済委員

(男女共同参画苦情処理・救済委員の設置)

第24条 町が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情を処理し、及び性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害(以下この章及び次章において「人権侵害」という。)を受けた場合における被害者の救済を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、遠賀町男女共同参画苦情処理・救済委員(以下「苦情処理・救済委員」という。)を置く。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画苦情処理・救済委員の設置について定めています。苦情の処理等については男女共同参画基本法第17条にも規定がありますが、同法では基本法ゆえ、具体的措置については規定されていませんが、本町の条例は理念型と施策提案型の混合形態をとっており、その措置について定めています。なお、処理の具体的な手続きなどについては規則で定めることとしています。

【解説】

苦情処理・救済委員の職務は、町が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情の処理、性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害を受けた場合における被害者の救済の2つです。特に について人権侵害というのは様々な人権課題があり幅広いのですが、本条では性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に限定しています。

(定数等)

- 第25条 苦情処理・救済委員の定数は、2人とし、同性によって占めてはならない。
- 2 苦情処理・救済委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
 - 3 苦情処理・救済委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
 - 4 補欠の苦情処理・救済委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画苦情処理・救済委員の定数、条件、任期について定めています。

(独任制)

- 第26条 苦情処理・救済委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議するものとする。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画苦情処理・救済委員の独任を保障するものです。

【解説】

委員の独任制は確保しておく必要があります。合議制のみでは、処理の時間の問題や委員の関係者が処理・救済案件の当事者あるいは関係者となった場合に不都合が生じることがあります。しかしながら、活動においては、いろいろなところで合議が入ってくると思います。多少、調査や勧告ということでは一人で活動することもあります。決定する前には合議するということになっています。

(責務)

- 第27条 苦情処理・救済委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 2 苦情処理・救済委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画苦情処理・救済委員の責務を規定するものです。

(兼職の禁止)

- 第28条 苦情処理・救済委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。
- 2 苦情処理・救済委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員又は苦情処理・救済委員の公正かつ適切な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業と兼ねることができない。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画苦情処理・救済委員の兼職の禁止を定めたものです。

【解説】

政党や政治団体を兼職禁止とした理由は、委員の職務が町に対する施策への苦情の処理であることから、公正性及び中立性を確保するためです。

(守秘義務)

第29条 苦情処理・救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画苦情処理・救済委員の守秘義務を定めたものです。

(解職)

第30条 町長は、苦情処理・救済委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務にたえられないとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) 苦情処理・救済委員として、ふさわしくない行為があると明白に認められるとき。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画苦情処理・救済委員を（任期中途でも状況に応じて）解職できる規定を定めたものです。

【全員協議会での意見】

これだけの権限・責任のある委員である以上、解職できる規定よりもこうした場合以外には解職できないという規定にすべきではという意見に対し。附属機関は独自の執行権を有するものではなく単独で行政決定ができるわけではありません。独立した機関ではないため任命権解職権は町長にあります。「することができない」という文言は法律上の権利または能力がないことを表す場合に用いる。

「することができる」は一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用いる。

(関係機関等との連携)

第31条 苦情処理・救済委員は、その職務の遂行に当たっては、町、県、国その他の関係機関及び民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画苦情処理・救済委員の職務遂行に当たり関係機関との連携を図りながら進めることを求めたものです。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第32条 町民等は、町が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策

若しくは措置について、苦情処理・救済委員に対し、苦情を申し出ることができる。

- 2 町民は、町又は町民等から人権侵害を受けたときは、苦情処理・救済委員に対し、救済を申し出ることができる。

【趣旨】

本条は町民等が苦情処理・救済委員に対し町の施策に対する苦情、人権侵害に対する救済を申し出について定めたものです。

(苦情処理・救済委員の処理の対象としない事項)

第33条 前条の規定による苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、苦情処理・救済委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
 - (2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中である事項
 - (3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われた事項
 - (4) 苦情処理・救済委員が既に苦情等の処理を終了した事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理・救済委員が処理することが適当でないと認める事項
- 2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る人権侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これをすることができない。

【趣旨】

本条は前条に基づき、申し出があった場合でも、苦情処理・救済委員の処理の対象としない事項を定めたものです。また第2項においては、1年以上たった案件については、調査等において困難を極めるという理由から、申出自体ができないこととしています。当然発生からその状態が継続している場合は、個別事象ごとに判断することとなりますので、発生から1年以内の侵害については申出することができます。

(調査)

第34条 苦情処理・救済委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。

- 2 苦情処理・救済委員は、特に必要があると認めるときは、関係人に事情を聴取し、関係資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 3 町は、前2項の調査を拒んではならない。
- 4 苦情処理・救済委員は、町民等に対して第1項及び第2項に規定する調査を行なう場合は、あらかじめ調査協力の同意を得なければならない。
- 5 町民等は、第1項及び第2項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。
- 6 苦情処理・救済委員が調査の結果、苦情等の申出に理由がないと認めるときは、当該申出人に遅滞なくその旨を通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、苦情処理・救済委員の処理の調査について定めたものです。

【解説】

苦情等の申し出に対して、苦情処理・救済委員の調査についての取り決めをしています。第3項の規定により、町は調査を拒むことはできませんが、町民等についての、強制調査については認められないことから、調査に対して協力するよう努力規定としています。

(施策等に関する苦情の処理)

第35条 苦情処理・救済委員は、第32条第1項の規定による苦情の申出があった場合において、調査結果に基づき、町の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害すると認めるときは、町に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告(以下「是正等勧告」という。)することができる。

- 2 苦情処理・救済委員は、前項の是正等勧告の決定をするときは、合議しなければならない。
- 3 町は、第1項の是正等勧告を尊重しなければならない。
- 4 苦情処理・救済委員は、改善されていないと認めるとき、又は必要と認めるときは、町に期限を定めて、第1項の是正等勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。
- 5 苦情処理・救済委員は、第1項の是正等勧告を決定したとき及び前項の報告を受けたときは、当該申出人に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 6 前項の公表に当たっては、個人情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、第32条1項の規定に基づく苦情の申し出に対しての処理について定めたもので、町に対しての是正等勧告について明示したものです。

(救済勧告)

第36条 苦情処理・救済委員は、第32条第2項の規定による救済の申出(町に係るものに限る。)があった場合において、調査の結果に基づき、町が人権侵害を行ったと認めるときは、町に対し、当該人権侵害に対する救済の措置を講ずるよう勧告(以下「救済勧告」という。)をすることができる。

- 2 苦情処理・救済委員は、前項の救済勧告の決定をするときは、合議しなければならない。
- 3 町は、第1項の救済勧告を尊重しなければならない。
- 4 第1項の場合において、前条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、前条第4項及び第5項の規定中「是正等勧告」とあるのは「救済勧告」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、第32条2項の規定に基づく町による人権侵害に対する救済の申出に対しての処理について定めたものです。

【解説】

人権侵害の処理については、町に係るものと、町以外のものとの、処理の仕方を変えています。町に対しては、苦情処理・救済委員が直接、勧告を行える規定としています。

(町以外のものによる人権侵害の救済措置)

第37条 苦情処理・救済委員は、第32条第2項に規定する救済の申出(町に係るものを除く。)があり、調査の結果、必要があると認めるときは、被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行い、救済の申出に係る状況を是正するため、町長に報告し、町長が改善のための意見表明及び要請を行うよう求めることができる。

2 前項の場合において、苦情処理・救済委員は、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 苦情処理・救済委員は、第1項の規定による意見表明及び要請にもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、町長に対し、その経過を報告し、その状況を公表するよう求めることができる。

4 第1項の規定による意見表明及び要請の求め並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、苦情処理・救済委員の合議によらなければならない。

【趣旨】

本条は、第32条2項の規定に基づく町以外のものによる人権侵害に対する救済の申出に対する処理について定めたものです。

【解説】

町以外のものに係る人権侵害については、苦情処理・救済委員が直接、勧告を行うことはせず、町長に対して報告、改善のための意見表明及び要請を行うよう求めることとしており、相手方への改善要請等は町長が行うこととなります。

(町長の要請及び公表)

第38条 町長は、前条第1項の規定による意見表明及び要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための意見表明及び要請を行うことができる。

2 町長は、前条第3項の規定による公表を求められたときは、人権侵害の状況について必要な事項を個人情報の保護等人権に配慮した上で公表することができる。

3 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る町民等に意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、町長が苦情処理・救済委員から前条第1項に定める意見表明及び要請、第3項に定める公表を求められた場合の具体的な処理について定めたものです。

【解説】

公表については「個人情報の保護等人権に配慮した上で」という縛りをかけています。従って、個人・法人名等の公表はしませんし、また、それらが特定できる恐れがある場合についても、特定できないようにし公表する必要があります。従って、内容の公表程度を考えています。

(苦情処理・救済委員の発意による苦情の処理等)

- 第39条 苦情処理・救済委員は、第32条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、自己の発意により、町に通知のうえ調査を行い、是正等勧告又は救済勧告をすることができる。ただし、人権侵害については、町に係るものに限る。
- 2 前項の人権侵害について、調査を行うときは、被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。
 - 3 町は、第1項の是正等勧告又は救済勧告を尊重しなければならない。
 - 4 苦情処理・救済委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第1項の是正等勧告又は救済勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。
 - 5 苦情処理・救済委員は、第1項の是正等勧告又は救済勧告を決定するときは、合議しなければならない。
 - 6 苦情処理・救済委員は、第1項の是正等勧告の決定をしたとき及び第4項の報告を受けたときは、これを公表しなければならない。
 - 7 苦情処理・救済委員は、第1項の救済勧告の決定をしたとき及び第4項の報告を受けたときは、当該被害を受けたと認められる者に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。
 - 8 前項の公表に当たっては、個人情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、町民等からの申出だけでなく、苦情処理・救済委員の発意による苦情の処理等について定めたものです。

第5章 男女共同参画審議会

(遠賀町男女共同参画審議会の設置)

- 第40条 町における男女共同参画の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、遠賀町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画審議会の設置について定めたものです。

(所掌事務)

- 第41条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 町長の諮問に応じて、基本計画の策定及び変更に関して調査審議し、意見を述べること。
- (2) 基本計画に基づく施策の実施状況について報告を受け、必要に応じて、町長に意見を述べること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項に関して調査審議し、町長に意見を述べること。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画審議会の所掌事務について定めたものです。

(組織等)

第42条 審議会は、8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体が推薦する者

(3) 町民

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画審議会の委員構成、任期等、組織について定めたものです。

(会長及び副会長)

第43条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画審議会の役職について定めたものです。

(会議)

第44条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画審議会の会議及び議事について定めたものです。

(関係者の出席)

第45条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

【趣旨】

本条は、遠賀町男女共同参画審議会の会議及び議事について定めたものです。

第6章 雑 則

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、必要事項を規則でも定めることとしています。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。